

しがZEH新築支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 CO₂ネットゼロ社会づくりの実現および安全で持続可能なまちづくりを目指し、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の普及を図るため、ZEHの新築に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ZEH 外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備え、再生可能エネルギー等により年間の一次エネルギー消費量が正味ゼロまたはマイナスの住宅
- (2) 住宅 人の居住の用に供する家屋（居住の用に供する部分の床面積の合計が延べ面積の2分の1以上の併用住宅を含む。）

(補助対象事業および補助金の交付額)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）および補助事業に対する補助金の交付額は、別表に定めるとおりとする。

(補助対象事業者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、補助事業を実施する者（以下「補助事業者」という。）で、次のいずれにも該当する個人とする。

- (1) 本人または本人の同居者が、規則第4条第2項のいずれにも該当しない者
- (2) 滋賀県の県税に未納がない者
- (3) 県内に自ら居住するための住宅を新築する者

(補助事業の着手等)

第5条 補助事業者は、令和7年4月1日以降に補助事業に着手し、当該年度の知事が別に定める期日までに補助事業を完了しなければならない。

(交付申請予約)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、知事が別に定める期日までに、交付申請予約申込書（別記様式第1号）を、知事に提出しなければならない。

- 2 知事は前項に基づく申込書の提出があったときは、その内容を確認し、適当と認めたときは、申込者に通知する。
- 3 第2項の通知は、補助金の支払いを約するものではない。

(交付申請予約の取下げ)

第7条 前条第2項の通知を受けた者は、補助事業を廃止しようとするときは、速やかに、交付申請予約取下書（別記様式第2号）を知事に提出しなければならない。

(交付申請予約の変更)

第8条 第6条第2項の通知を受けた者は、通知後の事情により、その内容を変更しようとするときは交付申請予約変更申込書（別記様式第3号）を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は前項に基づく申込書の提出があったときは、その内容を確認し、適当と認めたときは、申込者に通知する。
- 3 第2項の通知は、補助金の支払いを約するものではない。

(交付申請および実績報告)

第9条 第6条第2項または前条第2項の通知を受け、補助金の交付を申請しようとする者は、交付申請兼実績報告書（別記様式第4号）に知事が必要と認める書類を添えて、知事が別に定める期日までに提出しなければならない。

- 2 補助事業者が前項の申請を行う場合は、補助事業の完了後に行うものとする。

(交付の条件)

第10条 規則第5条に規定する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業により取得した財産については、補助事業完了後10年間は、知事の承認を受けないで、この県補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、または廃棄してはならない。
- (2) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部または一部を県に納付させることがある。

(3) 補助事業に係る収入および支出についての証拠書類を事業完了後5年間保存しておかなければならない。

(4) 補助事業者が(1)から(3)により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部または一部を県に納付させることがある。

(交付の決定)

第11条 知事は、第9条の規定による書類の提出があったときは、当該書類の審査により、補助事業として適当と認められるときは、交付決定を行った上で、申請者に対し補助金を交付するものとする。

(交付申請および実績報告の取下げ)

第12条 補助事業者は、交付決定の内容またはこれに付された条件に不服があり、補助金の交付申請および実績報告を取り下げようとする場合は、その交付決定の通知を受けた日から起算して10日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(標準事務処理期間)

第13条 標準事務処理期間は次のとおりとする。

(1) 第6条第2項の規定による通知は、第6条第1項の規定による申込みがあった日から起算して14日以内に行うものとする。

(2) 知事は、第11条による交付の決定は、第9条の規定による申請があった日から起算して30日以内に行うものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第14条 補助事業者は、第6条の規定による交付申請予約、第7条の規定による交付申請予約の取下げ、第8条の規定による交付申請予約の変更、第9条の規定による交付申請および実績報告、第12条の規定による交付申請および実績報告の取下げについては、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成16年滋賀県条例第30号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和7年8月5日から施行する。

別表 補助対象事業および補助金の交付額

補助の対象	補助要件	補助金の 交付額
(1) Z E Hの 新築	以下の要件すべてを満たすもの ① Z E Hの要件を満たすもの ② 居住の用に供する部分の床面積の合計が 滋賀県住生活基本計画の一般型誘導居住 面積水準（55㎡以上）を満たすもの ③ 県内に主たる営業所を有する事業者と工 事請負契約を締結するもの ④ 以下の区域外に建築するもの ア 建築基準法（昭和25年法律第201号） 第39条に基づき地方公共団体が条例で 定める「災害危険区域」（滋賀県流域 治水の推進に関する条例において定め る浸水警戒区域を含む。） イ 土砂災害警戒区域等における土砂災 害防止対策の推進に関する法律（平成 12年法律第57号）第9条に基づき都道 府県知事が定める「土砂災害特別警戒 区域」 ウ 地すべり等防止法（昭和33年法律第 30号）第3条に基づき国土交通大臣ま たは農林水産大臣が定める「地すべり 防止区域」 エ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に 関する法律（昭和44年法律第57号）第 3条に基づき都道府県知事が定める 「急傾斜地崩壊危険区域」 オ 特定都市河川浸水被害対策法（平成 15年法律第77号）第56条第1項に基づ き都道府県知事が定める「浸水被害防 止区域」	20万円※ ※(2)～(5)の 各種加算額と 合わせて最大 120万円
(2) 断熱性能 加算	(1)の要件に加え、住宅の品質確保の促進等 に関する法律（平成11年法律第81号）に基	断熱等性能等 級 7

	づく住宅性能表示制度による断熱等性能等級 6 以上の断熱性能を有するもの	40万円 断熱等性能等級 6 20万円
(3) 居住誘導加算	(1)の要件に加え、居住誘導区域等（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条に基づき市町が策定する立地適正化計画において定める「居住誘導区域」または、滋賀県都市計画基本方針で定める「主な拠点」の半径800メートル以内）で建築するもの	20万円
(4) 既存住宅除却加算	(1)の要件に加え、県内の既存住宅（昭和56年 5 月31日以前に工事に着手し、完成している住宅）の除却を併せて実施するもの	50万円
(5) 子育て世帯等移住加算	(1)の要件に加え、県外在住の子育て世帯（18歳未満の子を有する世帯※）、若者夫婦世帯（夫婦のうちいずれかが40歳未満の世帯※）が北部地域（長浜市、米原市、高島市）または過疎地域を有する市町（長浜市、東近江市、高島市、甲良町）で建築するものかつ、当該住宅に第 9 条の規定による申請を行った日から、5 年以上継続して居住する意思があるもの ※令和 7 年 4 月 1 日時点または、第 9 条の規定による申請を行う時点で要件を満たすこと	30万円